

福島県ハイテクプラザ保有機器の使用料免除について

～令和元年台風第19号等に伴う対応～

令和元年台風第19号等の暴風雨による災害により、“被害を受けた県内企業等の皆様を対象”とし、ハイテクプラザで開放している施設・設備の使用料を全額免除することといたしました。

“令和3年3月末日までの使用”が免除対象となります。計測・分析・評価等の各種施設・設備を“無料”でご利用いただけますので、是非、早期復旧・復興に向けた事業活動にお役立てください。

※ 南相馬技術支援センターの施設・設備は、当所の管理外であるため、本手続きの対象外となります。

※ 3Dプリンター造形樹脂は材料代であるため、対象外となります。

記

1 使用料免除の対象者

県内に住所、事務所又は事業所を有する者であって、今回の大規模災害により生産活動に被害を受けた者。なお、ここで示す“被害を受けた者”とは、次に該当する者です。

- ・ 令和元年台風第19号等による被災企業（令和元年10月25日の大雨による被災企業を含む）。
 - ※ 県内に住所を有するかは、各申請書に記載された住所により判断します。
 - ※ 被災の有無は、罹災証明書（申請先の事務所等と同一）により判断します。罹災証明書を取得されていない場合は、床上・床下浸水やがけ崩れ等により建物や設備、製品、資材等が被災したことを写真で確認します。
 - ※ 従業員や取引先企業の被災により、企業活動に支障が生じている場合は対象にはなりません。
 - ※ 既に実施した使用料の還付はいたしません。

2 免除申請の手続き

- （1）事前に、ご利用を希望される施設・設備及び用途に加え、使用料の免除をお申し出ください。
 - ※施設・設備の“担当科”へお問い合わせください。“担当科”は、「5 お問い合わせ先」を参照してください。
 - ※対象の施設・設備は、「3 ハイテクプラザ保有の施設・設備」を参照してください。
- （2）「使用料免除申請書」に加え「罹災証明書（写）」もしくは「被災状況確認資料」を提出してください。職員が被災状況を聞き取り、“使用料免除の対象者”に該当するか判断します。
 - ※設備等をご利用の際、「使用料免除申請書」（押印済）と「施設・設備使用承認申請書」（押印済・福島県収入証紙貼付無）をご持参いただけます。申請書は、「4 各種様式」を参照してください。
 - ※「使用料免除申請書」「免除申請の理由」の欄は、“令和元年台風第19号により浸水したため”などと、本免除対象者である旨、分かるように記入して下さい。
 - ※「罹災証明書」をお持ちでない場合、「被災状況確認資料」（被災状況を確認できるカラー写真等。「使用料免除申請書」等と同様の申請者名を記入・押印）をご持参ください。次回以降、「罹災証明書」等の再提出は不要です。お申し込みの際、免除・実績がある旨、お伝えください。

3 ハイテクプラザ保有の施設・設備

- ・ 当所ウェブページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/hightech/reconstruct/reconstruct-04.html>）、「令和元年台風第19号等に伴う被災企業に対するハイテクプラザ保有機器の使用料免除のご案内」をご確認ください。

4 各種様式

- ・ 3と同様、当所ウェブページより、入手できます。

5 お問い合わせ先

- ・ 本件について、ご不明な点がございましたら、企画管理科（024-959-1736）へお問い合わせください。
- ・ 施設・設備のスケジュール等は、技術開発部及び各技術支援センターの担当科へお問い合わせください。
技術開発部：工業材料科 024-959-1737、生産・加工科 024-959-1738、プロジェクト研究科 024-959-1739
福島技術支援センター：繊維・材料科 024-593-1122
会津若松技術支援センター：醸造・食品科 0242-39-2977、産業工芸科 0242-39-2978
いわき技術支援センター：機械・材料科 0246-44-1475